

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の一部改正

一 適格都道府県センターの認定に係る申請書の経由に関する事務を方面公安委員会が行う事務から除くこととする。 (第五条関係)

二 関係政令の規定の整備

その他の関係政令について、所要の改正を行う。

第二 施行期日

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年一月三十日)から施行する。(附則関係)